

| 改正（案） | 現 行 |
|--|---|
| <p>第1条（略）</p> <p>（交付の目的）</p> <p>第2条 この補助金は、国が一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）に委託して実施することを約した複数の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）を含む。以下「特定地上基幹放送事業者等」という。）、有線放送設備を設置した登録一般放送事業者（以下「有線放送設備設置者」という。）その他の法人（法人の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。）を含む。以下同じ。）、都道府県、市町村（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村）を含む。以下同じ。）、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）、テレビジョン放送の難視聴解消を図るためテレビジョン放送の再放送業務を行う団体（以下「共聴組合」という。）、共聴施設の管理者又は受信者に対し、対策事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、電波が遮へいされること及び異なる2以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずること又は周波数再編を行うこととともに、無線通信の利用可能な地域及び放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送（以下「地上デジタルテレビ放送」という。）の受信が困難な者に対する対策を講ずること、<u>ラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ること及び中間周波数の漏洩により他の無線通信に障害を与えるおそれのある衛星基幹放送の受信を目的とする受信設備を改修することで適正な受信環境の整備を図ることを目的とする。</u></p> | <p>第1条（同左）</p> <p>（交付の目的）</p> <p>第2条 この補助金は、国が一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）に委託して実施することを約した複数の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）を含む。以下「特定地上基幹放送事業者等」という。）、有線放送設備を設置した登録一般放送事業者（以下「有線放送設備設置者」という。）その他の法人（法人の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。）を含む。以下同じ。）、都道府県、市町村（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村）を含む。以下同じ。）、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）、テレビジョン放送の難視聴解消を図るためテレビジョン放送の再放送業務を行う団体（以下「共聴組合」という。）、共聴施設の管理者又は受信者に対し、対策事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、電波が遮へいされること及び異なる2以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずること又は周波数再編を行うこととともに、無線通信の利用可能な地域及び放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送（以下「地上デジタルテレビ放送」という。）の受信が困難な者に対する対策を講ずること <u>及び</u>ラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ることを目的とする。</p> |
| <p>（定義）</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）無線システム普及支援事業 次に掲げる事業をいう。 ア～オ（略）</p> <p><u>カ 衛星放送用受信環境整備事業</u> <u>（ア）中間周波数漏洩対策事業</u> <u>平成29年5月11日（以下、「基準日」という。）において設置されている右旋円偏波を使用して行われる衛星基幹放送の受信を目的とする受信設備（基準日において電波法第三章に定める技術基準に適合していないものを除く。）であって、基準日の翌日以後に右旋円偏波を使用して行われる衛星基幹放送と同時に左旋円偏波を使用して行われる衛星基幹放送の電波を受けるための空中線を接続した場合に当該技術基準に適合しないこととなるものについて、当該技術基準に適合させるための改修を行う事業であって、受信者等が行うもの</u></p> <p><u>（イ）中間周波数漏洩対策事業費補助事業</u> <u>中間周波数漏洩対策事業に対し、別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額を助成することによって中間周波数漏洩対策事業を支援する事業並びに衛星放送用受信環境整備事業に係る周知・広報、相談・支援及び調査・分析等その他衛星放送用受信環境整備事業の円滑な推進のために特に必要な事業であって、法人が行うもの</u></p> | <p>（定義）</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）（同左）</p> <p>（2）無線システム普及支援事業 次に掲げる事業をいう。 ア～オ（同左）</p> <p><u>（新規）</u></p> |
| <p>（補助対象経費）</p> <p>第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額（地上デジタル放送送受信環境整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業及び暫定的放送設備運用事業を除く。）<u>及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業</u>に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）とする。なお、辺地共聴施設整備</p> | <p>（補助対象経費）</p> <p>第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額（地上デジタル放送送受信環境整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業及び暫定的放送設備運用事業を除く。）に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）とする。なお、<u>辺地共聴施設整備事業であって有線共聴施設の整備を行う</u></p> |

事業であって有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第2に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては6倍未満）の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては5分の6）に相当する額を補助対象経費とする。

2～4 (略)

(交付額)

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県（携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、都道府県が補助する場合を含む。）又は市町村（携帯電話等エリア整備事業にあつては、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業に限る。また、辺地共聴施設整備事業を行う共聴組合に対し、市町村が補助をする場合を含む。）に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

| 区分 | 額 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|---|-------------------------|---|---------|--|-----|-------------------|-------------------|-----|---------------|---------------|-----|-----------------|--|-----|
| 電波遮へい対策事業 | <u>道路トンネルを対象とする場合にあつては、補助対象経費の2分の1に相当する額、また、鉄道トンネル又は医療施設を対象とする場合にあつては、補助対象経費の3分の1に相当する額</u> <u>ただし、鉄道トンネルを対象とする場合であつて、交付申請の直近10か年度の単体決算において継続して営業損失が発生している鉄道事業者が営業主体となる新幹線路線の対策を実施する場合にあつては、12分の5に相当する額</u> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無線システム普及支援事業 | <table border="1"> <tr> <td>携帯電話等エリア整備事業</td> <td>無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業</td> <td>補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、<u>次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額</u> <u>(1) 普通交付税の不交付団体である都道府県が設置する場合にあつては、3分の1に相当する額</u> <u>(2) 市町村が離島を整備する場合にあつては、3分の2に相当する額 (ただし、財政力指数が0.3未満の市町村 (市町村の全ての区域が離島の場合に限る。) が「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(平成28年法律第33号)第4条に基づき内閣総理大臣が定める基本的な方針において特定された有人国境離島地域を整備する場合にあつては、5分の4に相当する額)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の事業</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地上デジタル放送送受信環境整備事業</td> <td>地上デジタル放送送受信環境整備事業</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>民放ラジオ難聴解消支援事業</td> <td>民放ラジオ難聴解消支援事業</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公衆無線LAN環境整備支援事業</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> | 携帯電話等エリア整備事業 | 無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業 | 補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、 <u>次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額</u> <u>(1) 普通交付税の不交付団体である都道府県が設置する場合にあつては、3分の1に相当する額</u> <u>(2) 市町村が離島を整備する場合にあつては、3分の2に相当する額 (ただし、財政力指数が0.3未満の市町村 (市町村の全ての区域が離島の場合に限る。) が「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(平成28年法律第33号)第4条に基づき内閣総理大臣が定める基本的な方針において特定された有人国境離島地域を整備する場合にあつては、5分の4に相当する額)</u> | 上記以外の事業 | | (略) | 地上デジタル放送送受信環境整備事業 | 地上デジタル放送送受信環境整備事業 | (略) | 民放ラジオ難聴解消支援事業 | 民放ラジオ難聴解消支援事業 | (略) | 公衆無線LAN環境整備支援事業 | | (略) |
| 携帯電話等エリア整備事業 | 無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業 | 補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、 <u>次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額</u> <u>(1) 普通交付税の不交付団体である都道府県が設置する場合にあつては、3分の1に相当する額</u> <u>(2) 市町村が離島を整備する場合にあつては、3分の2に相当する額 (ただし、財政力指数が0.3未満の市町村 (市町村の全ての区域が離島の場合に限る。) が「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(平成28年法律第33号)第4条に基づき内閣総理大臣が定める基本的な方針において特定された有人国境離島地域を整備する場合にあつては、5分の4に相当する額)</u> | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記以外の事業 | | (略) | | | | | | | | | | | | | | |
| 地上デジタル放送送受信環境整備事業 | 地上デジタル放送送受信環境整備事業 | (略) | | | | | | | | | | | | | | |
| 民放ラジオ難聴解消支援事業 | 民放ラジオ難聴解消支援事業 | (略) | | | | | | | | | | | | | | |
| 公衆無線LAN環境整備支援事業 | | (略) | | | | | | | | | | | | | | |

場合は、同事業について別表第2に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては6倍未満）の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては5分の6）に相当する額を補助対象経費とする。

2～4 (同左)

(交付額)

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県（携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、都道府県が補助する場合を含む。）又は市町村（携帯電話等エリア整備事業にあつては、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業に限る。また、辺地共聴施設整備事業を行う共聴組合に対し、市町村が補助をする場合を含む。）に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

| 区分 | 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|---|-------------------------|---|---------|--|------|-------------------|--|------|---------------|--|------|-----------------|--|------|-------------|--|--|
| 電波遮へい対策事業 | 補助対象経費の2分の1に相当する額 <u>ただし、鉄道トンネル又は医療施設を対象とする場合にあつては、3分の1に相当する額</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無線システム普及支援事業 | <table border="1"> <tr> <td>携帯電話等エリア整備事業</td> <td>無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業</td> <td>補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、普通交付税の不交付団体である都道府県が設置する場合にあつては、3分の1に相当する額、<u>また、市町村が離島を整備する場合にあつては、3分の2に相当する額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の事業</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>地上デジタル放送送受信環境整備事業</td> <td></td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>民放ラジオ難聴解消支援事業</td> <td></td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>公衆無線LAN環境整備支援事業</td> <td></td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>(新規)</u></td> <td></td> </tr> </table> | 携帯電話等エリア整備事業 | 無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業 | 補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、普通交付税の不交付団体である都道府県が設置する場合にあつては、3分の1に相当する額、 <u>また、市町村が離島を整備する場合にあつては、3分の2に相当する額</u> | 上記以外の事業 | | (同左) | 地上デジタル放送送受信環境整備事業 | | (同左) | 民放ラジオ難聴解消支援事業 | | (同左) | 公衆無線LAN環境整備支援事業 | | (同左) | <u>(新規)</u> | | |
| 携帯電話等エリア整備事業 | 無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業 | 補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、普通交付税の不交付団体である都道府県が設置する場合にあつては、3分の1に相当する額、 <u>また、市町村が離島を整備する場合にあつては、3分の2に相当する額</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記以外の事業 | | (同左) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地上デジタル放送送受信環境整備事業 | | (同左) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民放ラジオ難聴解消支援事業 | | (同左) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公衆無線LAN環境整備支援事業 | | (同左) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>(新規)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 中間周波数漏洩対策事業費補助事業 | 定額 |
|--|--|
| 2 (略) | 2 (同左) |
| 第6条～第8条 (略) | 第6条～第8条 (同左) |
| <p>(補助事業を行う際配慮すべき事項)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 中間周波数漏洩対策事業費補助事業を行う補助事業者は、中間周波数漏洩対策事業を行う者への助成に当たって、次の各号に定める事項に配慮して行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 中間周波数漏洩対策事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であるものに対して助成すること。</u></p> <p><u>ア 有効性：中間周波数漏洩対策事業によって、衛星基幹放送の受信を目的とする受信設備が電波法第三章に定める技術基準に適合することとなるものであること。</u></p> <p><u>イ 公平性：技術基準に適合するために、必要最低限の工事であること。</u></p> <p><u>(2) 個人情報の適正な取扱いを図ること。</u></p> <p><u>4 前三項に掲げる事業を助成する補助事業者は、当該事業を行う者への助成に当たっては、公正な審査の確保に努めなければならない。</u></p> | <p>(補助事業を行う際配慮すべき事項)</p> <p>第8条の2 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>3 前二項に掲げる事業を助成する補助事業者は、当該事業を行う者への助成に当たっては、公正な審査の確保に努めなければならない。</u></p> |
| <p>(契約)</p> <p>第9条 補助事業者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。</p> <p>2 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、受信機器購入等対策事業費補助事業及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業を行う補助事業者が前項の契約をした場合には、当該契約に係る次の事項をインターネットの利用その他の方法により、公表するよう努めなければならない。</p> <p>(1) 契約者</p> <p>(2) 契約年月日</p> <p>(3) 契約の方法</p> <p>(4) 契約の内容</p> <p>3 受信機器購入等対策事業費補助事業及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業を行う補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを大臣に提出しなければならない。</p> <p>4～6 (略)</p> | <p>(契約)</p> <p>第9条 補助事業者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。</p> <p>2 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者が前項の契約をした場合には、当該契約に係る次の事項をインターネットの利用その他の方法により、公表するよう努めなければならない。</p> <p>(1) 契約者</p> <p>(2) 契約年月日</p> <p>(3) 契約の方法</p> <p>(4) 契約の内容</p> <p>3 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを大臣に提出しなければならない。</p> <p>4～6 (同左)</p> |
| 第10条～第12条 (略) | 第10条～第12条 (同左) |
| <p>(実績報告)</p> <p>第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第10号、様式第10号の2、様式第11号、様式第12号、様式第13号、様式第14号、様式第15号又は様式第15号の2による実績報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> | <p>(実績報告)</p> <p>第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第10号、様式第10号の2、様式第11号、様式第12号、様式第13号、様式第14号又は様式第15号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>2～3 (同左)</p> |
| 第14条～第21条 (略) | 第14条～第21条 (同左) |
| <p>(補足事項)</p> <p>第22条 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、受信機器購入等対策事業費補助事業及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業を行う補助事業者は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、当該事業の遂行にあたって、総務省の名称を使用することができる。</p> | <p>(補足事項)</p> <p>第22条 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、当該事業の遂行にあたって、総務省の名称を使用することができる。</p> |

2 デジタル受信相談・対策事業及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業を行う補助事業者（当該補助事業者と第9条の規定により契約した者を含む。）は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、総務省の商標（商標法（昭和34年法律第127号）の規定に基づき登録されたものに限る。）を使用することができる。

第23条 (略)

附 則（平成17年11月25日総基移第380号）

1～5 (略)

6 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域（東京都を除く。）において、災害により被害を受けた施設又は設備に対する本要綱の適用については、次のとおりとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる規定中、中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-----------------------------|--|-----|
| 第3条(2)ア | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(イ)① | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(イ)②、 第3条(2)イ(キ)③ | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(オ)① | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(カ)、第 3条(2)イ(キ)① | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(コ)③(a) | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(コ)④ | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(コ)⑤(a) | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(コ)⑤(c) | (略) | (略) |
| 第4条第1項 | 別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額（地上デジタル放送受信環境整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業及び暫定的放送設備運用事業を除く。）及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）とする。なお、辺地共聴施設整備事業であって有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第2に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては6倍未満）の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては5分の6）に相当する額を補助対象経費とす | (略) |

2 デジタル受信相談・対策事業を行う補助事業者（当該補助事業者と第9条の規定により契約した者を含む。）は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、総務省の商標（商標法（昭和34年法律第127号）の規定に基づき登録されたものに限る。）を使用することができる。

第23条 (同左)

附 則（平成17年11月25日総基移第380号）

1～5 (同左)

6 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域（東京都を除く。）において、災害により被害を受けた施設又は設備に対する本要綱の適用については、次のとおりとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる規定中、中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-----------------------------|--|------|
| 第3条(2)ア | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(イ)① | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(イ)②、 第3条(2)イ(キ)③ | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(オ)① | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(カ)、第 3条(2)イ(キ)① | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(コ)③(a) | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(コ)④ | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(コ)⑤(a) | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(コ)⑤(c) | (同左) | (同左) |
| 第4条第1項 | 別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額（地上デジタル放送受信環境整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業及び暫定的放送設備運用事業を除く。）に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）とする。なお、辺地共聴施設整備事業であって有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第2に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては6倍未満）の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては5分の6）に相当する額を補助対象経費とする。 | (同左) |

| | | |
|--------------------------|-----|-----|
| | る。 | |
| 第5条第1項表中デジタルテレビ中継局整備事業の項 | (略) | (略) |
| 第5条第1項表中辺地共聴施設改修整備事業の項 | (略) | (略) |
| 第5条第1項表中辺地共聴施設新設整備事業の項 | (略) | (略) |
| 第5条第2項 | (略) | (略) |

(2) (略)

7 (略)

8 専ら原子力災害対策特別措置法に基づく東日本大震災に伴う避難の勧告、指示又は退去命令を受けた区域（以下、「避難指示区域」という。）に居住していた者であって、平成27年4月1日以降に避難指示区域（福島県に限る。）に帰還する者に係る補助事業の本要綱の適用については、次のとおりとする（平成27年3月31日時点で既に帰還済みであって、本項に規定する補助事業の適用を受けていない場合を含む。）。

(1) 次の表の左欄に掲げる規定中、中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---------------------------------|--|-----|
| 第3条(2)イ(イ) ① | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(イ) ②、第3条(2)イ(キ) ③ | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(オ) ① | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(カ)、 第3条(2)イ(キ) ① | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(ケ) | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(コ) | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(コ) ① | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(コ) ② | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(コ) ③(a) | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(コ) ④ | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(コ) ⑤(a) | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(コ) ⑤(c) | (略) | (略) |
| 第3条(2)イ(コ) ⑥ | (略) | (略) |
| 第4条第1項 | 別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額（地上デジタル放送送信環境整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業、暫定的共聴施設ケーブル | (略) |

| | | |
|--------------------------|------|------|
| | | |
| 第5条第1項表中デジタルテレビ中継局整備事業の項 | (同左) | (同左) |
| 第5条第1項表中辺地共聴施設改修整備事業の項 | (同左) | (同左) |
| 第5条第1項表中辺地共聴施設新設整備事業の項 | (同左) | (同左) |
| 第5条第2項 | (同左) | (同左) |

(2) (同左)

7 (同左)

8 専ら原子力災害対策特別措置法に基づく東日本大震災に伴う避難の勧告、指示又は退去命令を受けた区域（以下、「避難指示区域」という。）に居住していた者であって、平成27年4月1日以降に避難指示区域（福島県に限る。）に帰還する者に係る補助事業の本要綱の適用については、次のとおりとする（平成27年3月31日時点で既に帰還済みであって、本項に規定する補助事業の適用を受けていない場合を含む。）。

(1) 次の表の左欄に掲げる規定中、中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---------------------------------|---|------|
| 第3条(2)イ(イ) ① | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(イ) ②、第3条(2)イ(キ) ③ | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(オ) ① | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(カ)、 第3条(2)イ(キ) ① | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(ケ) | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(コ) | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(コ) ① | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(コ) ② | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(コ) ③(a) | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(コ) ④ | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(コ) ⑤(a) | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(コ) ⑤(c) | (同左) | (同左) |
| 第3条(2)イ(コ) ⑥ | (同左) | (同左) |
| 第4条第1項 | 別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額（地上デジタル放送送信環境整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業及び暫定 | (同左) |

| | | |
|--|---|-----|
| | テレビ移行支援整備事業及び暫定的放送設備運用事業を除く。) <u>及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業</u> に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。)とする。なお、辺地共聴施設整備事業であって有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第2に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満(辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては6倍未満)の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4(辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては5分の6)に相当する額を補助対象経費とする。 | |
| 第5条第1項表中デジタルテレビ中継局整備事業の項 | (略) | (略) |
| 第5条第1項表中辺地共聴施設改修整備事業の項 | (略) | (略) |
| 第5条第1項表中辺地共聴施設新設整備事業の項 | (略) | (略) |
| 第5条第2項 | (略) | (略) |
| 第8条の2(1) | (略) | (略) |
| 第8条の2(5) | (略) | (略) |
| 第21条 | (略) | (略) |
| 第21条の2表左欄中 | (略) | (略) |
| 第21条の2表右欄中 | (略) | (略) |
| 別表第2「5 無線システム普及支援事業(暫定的難視聴対策事業に限る。)」の項中 | (略) | (略) |
| 別表第3「2 無線システム普及支援事業(デジタル受信相談・対策事業に限る。)」の項中 | (略) | (略) |

| | | |
|--|---|------|
| | 的放送設備運用事業を除く。)に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。)とする。なお、辺地共聴施設整備事業であって有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第2に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満(辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては6倍未満)の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4(辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては5分の6)に相当する額を補助対象経費とする。 | |
| 第5条第1項表中デジタルテレビ中継局整備事業の項 | (同左) | (同左) |
| 第5条第1項表中辺地共聴施設改修整備事業の項 | (同左) | (同左) |
| 第5条第1項表中辺地共聴施設新設整備事業の項 | (同左) | (同左) |
| 第5条第2項 | (同左) | (同左) |
| 第8条の2(1) | (同左) | (同左) |
| 第8条の2(5) | (同左) | (同左) |
| 第21条 | (同左) | (同左) |
| 第21条の2表左欄中 | (同左) | (同左) |
| 第21条の2表右欄中 | (同左) | (同左) |
| 別表第2「5 無線システム普及支援事業(暫定的難視聴対策事業に限る。)」の項中 | (同左) | (同左) |
| 別表第3「2 無線システム普及支援事業(デジタル受信相談・対策事業に限る。)」の項中 | (同左) | (同左) |

| | | |
|---------------------------------|-----|-----|
| 様式第1号、様式第6号、様式第8号、様式第16号、様式第17号 | (略) | (略) |
| 様式第2号 | (略) | (略) |
| 様式第3号、様式第7号、様式第10号 | (略) | (略) |
| 様式第4号 | (略) | (略) |
| 様式第5号 | (略) | (略) |
| 様式第9号 | (略) | (略) |
| 様式第11号、様式第12号、様式第14号 | (略) | (略) |
| 様式第13号 | (略) | (略) |
| 様式第15号 | (略) | (略) |
| 様式第18号、様式第19号 | (略) | (略) |

(2)～(8) (略)

9 (略)

- 附 則 (平成18年10月4日総情上第206号)
- 附 則 (平成19年4月1日総情上第57号)
- 附 則 (平成20年5月30日総情上第84号)
- 附 則 (平成20年10月16日総情上第39号)
- 附 則 (平成20年12月1日総基移第401号)
- 附 則 (平成21年2月18日総情上第40号)
- 附 則 (平成21年5月12日総情上第114号)
- 附 則 (平成21年6月10日総情上第140号)
- 附 則 (平成21年12月28日総情上第305号)
- 附 則 (平成22年2月1日総情上第4号)
- 附 則 (平成22年8月31日総情上第210号)
- 附 則 (平成22年12月10日総情上第265号)
- 附 則 (平成23年3月8日総情上第27号)
- 附 則 (平成23年4月25日総情上第83号)
- 附 則 (平成23年7月6日総情上第107号)
- 附 則 (平成23年10月12日総情上第176号)
- 附 則 (平成23年11月7日総情上第183号)
- 附 則 (平成24年2月17日総情上第25号)
- 附 則 (平成25年5月10日総情上第47号)
- 附 則 (平成25年7月1日総基重第59号)
- 附 則 (平成25年11月28日総基重第128号)
- 附 則 (平成26年6月10日総情上第93号)
- 附 則 (平成27年3月30日総基重第25号)
- 附 則 (平成27年4月23日総情上第16号)
- 附 則 (平成28年5月24日総情地第45号)
- 附 則 (平成29年1月24日総情域第3号)
- 附 則 (平成29年3月30日総基移第61号)

| | | |
|---------------------------------|------|------|
| 様式第1号、様式第6号、様式第8号、様式第16号、様式第17号 | (同左) | (同左) |
| 様式第2号 | (同左) | (同左) |
| 様式第3号、様式第7号、様式第10号 | (同左) | (同左) |
| 様式第4号 | (同左) | (同左) |
| 様式第5号 | (同左) | (同左) |
| 様式第9号 | (同左) | (同左) |
| 様式第11号、様式第12号、様式第14号 | (同左) | (同左) |
| 様式第13号 | (同左) | (同左) |
| 様式第15号 | (同左) | (同左) |
| 様式第18号、様式第19号 | (同左) | (同左) |

(2)～(8) (同左)

9 (同左)

- 附 則 (平成18年10月4日総情上第206号)
- 附 則 (平成19年4月1日総情上第57号)
- 附 則 (平成20年5月30日総情上第84号)
- 附 則 (平成20年10月16日総情上第39号)
- 附 則 (平成20年12月1日総基移第401号)
- 附 則 (平成21年2月18日総情上第40号)
- 附 則 (平成21年5月12日総情上第114号)
- 附 則 (平成21年6月10日総情上第140号)
- 附 則 (平成21年12月28日総情上第305号)
- 附 則 (平成22年2月1日総情上第4号)
- 附 則 (平成22年8月31日総情上第210号)
- 附 則 (平成22年12月10日総情上第265号)
- 附 則 (平成23年3月8日総情上第27号)
- 附 則 (平成23年4月25日総情上第83号)
- 附 則 (平成23年7月6日総情上第107号)
- 附 則 (平成23年10月12日総情上第176号)
- 附 則 (平成23年11月7日総情上第183号)
- 附 則 (平成24年2月17日総情上第25号)
- 附 則 (平成25年5月10日総情上第47号)
- 附 則 (平成25年7月1日総基重第59号)
- 附 則 (平成25年11月28日総基重第128号)
- 附 則 (平成26年6月10日総情上第93号)
- 附 則 (平成27年3月30日総基重第25号)
- 附 則 (平成27年4月23日総情上第16号)
- 附 則 (平成28年5月24日総情地第45号)
- 附 則 (平成29年1月24日総情域第3号)
- 附 則 (平成29年3月30日総基移第61号)

附 則（平成30年3月30日総基移第85号）
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

| 事業の区分 | 経費区分 | 内容 |
|--|---------------|---|
| 1～6 (略) | (略) | (略) |
| <u>7 無線システム普及支援事業(中間周波数漏洩対策事業に限る。)</u> | <u>施設・設備費</u> | <u>ア 衛星基幹放送の受信を目的とする次の受信設備の改修に要する経費</u> <u>(ア) 増幅器</u> <u>(イ) 配線</u> <u>(ウ) 分配器</u> <u>(エ) 接続子</u> <u>(オ) その他の配線のために必要な器具</u> <u>イ 附帯工事費のうち、受信者等が負担するもの</u> |

別表第2 (略)

別表第3

| 事業の区分 | 経費区分 | 内容 |
|-------|------|----|
|-------|------|----|

別表第1

| 事業の区分 | 経費区分 | 内容 |
|-------------|------|------|
| 1～6 (同左) | (同左) | (同左) |
| <u>(新規)</u> | | |

別表第2 (同左)

別表第3

| 事業の区分 | 経費区分 | 内容 |
|-------|------|----|
|-------|------|----|

| | | | |
|--------------------------------------|------------------|--|------|
| 1～2 (略) | (略) | 1～2 (同左) | (同左) |
| 3 無線システム普及支援事業(中間周波数漏洩対策事業費補助事業に限る。) | (1)助成費 (2)事務費 | 別表第1に掲げる中間周波数漏洩対策事業の実施に必要な助成金の額 中間周波数漏洩対策事業費補助事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費((1)及び(2)に掲げる経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。) | (新規) |

様式第1号 (第6条第1項関係)

番 年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

印

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

(略)

記

1～2 (略)

3 補助事業の概要

- 別紙1 第1～13 (略)
- 別紙1 第14 (中間周波数漏洩対策事業費補助事業の場合)

[4 (略)
5 (略)]

4 添付資料

- (1) (略)
- (2) 別紙2 工事概要書(携帯電話等エリア整備事業(賃借費)、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、受信機器購入等対策事業費補助事業及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業を除く。)
- (3) (略)
- 電波遮へい対策事業(鉄道トンネルを対象とするもの)のうち、交付申請の直近10か年度の単体決算において継続して営業損失が発生している鉄道事業者が営業主体となる新幹線路線の対策を実施する場合は、当該鉄道事業者の財務状況について、交付申請の直近10か年度の状況を確認できるもの
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略) (注5)
- (4) (略)

様式第1号 (第6条第1項関係)

番 年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

印

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

(同左)

記

1～2 (同左)

3 補助事業の概要

- 別紙1 第1～13 (同左)
- (新規)

[4 (同左)
5 (同左)]

4 添付資料

- (1) (同左)
- (2) 工事概要書(携帯電話等エリア整備事業(賃借費)、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を除く。)
- 別紙2
- (3) (同左)
- (新規)
- (同左)
- (同左)
- (同左)
- (同左)
- (同左) (注6)
- (4) (同左)

別紙1
第1～第13（同左）

第14

補助事業の概要

| | |
|----------------------------|--|
| <u>法人名</u> <u>代表者氏名</u> | |
| <u>補助事業の内容</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・組織・要員体制、実施内容等について詳細に記載のこと。 ・必要に応じ参考資料を添付のこと。 |
| <u>開始予定日</u> | |
| <u>完了予定日</u> | |

(千円)

| | | |
|--------------------------------|------------|------------|
| <u>国庫補助金申請額</u> <u>(定額)</u> | | <u>事業費</u> |
| <u>経費区分</u> | <u>助成費</u> | |
| | <u>事務費</u> | |
| | <u>合計</u> | |

| |
|-----------|
| <u>備考</u> |
|-----------|

添付書類

- (1) 申請者の定款又は寄附行為
- (2) 申請者の資産及び負債状況が明らかな資料
- (3) 補助対象経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (4) 補助事業の効果
- (5) 補助事業に関して収入が生じる場合、当該収入に関する資料
- (6) 実施規程・要綱その他の実施規程案
- (7) 個人情報保護管理体制に関する規程

別紙2（略）

様式第2号（第7条第1項関係）

番 号
年 月 日

法人の名称及び 殿
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

別紙1
第1～第13（同左）

(新規)

別紙2（同左）

様式第2号（第7条第1項関係）

番 号
年 月 日

法人の名称及び 殿
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定通知書

(略)
(注1)～(注2) (略)

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
- 申請書に記載されたとおりとする。
 - 一部修正の上、別紙1（別紙1の第1：電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）、別紙1の第2：携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、別紙1の第3：デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4：辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）、別紙1の第6：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）、別紙1の第7：暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8：デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9：地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10：受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11：暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12：民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第13：公衆無線LAN環境整備支援事業、別紙1の第14：中間周波数漏洩対策事業費補助事業）のとおりとする。

2 (略)

3 内訳は次のとおりとする。(注3、注4、注5、注6)

(注3)～(注5) (略)

(注6) 中間周波数漏洩対策事業費補助事業の場合は、以下の内訳を記載すること。
(千円)

| 経費区分 | 交付決定額 |
|------|-------|
| 助成費 | |
| 事務費 | |
| 合計 | |

〔4年割額〕(注7)

(注7)「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙1
第1～13 (略)

第14

補助事業の概要

| | |
|--------------|--|
| 法人名 代表者氏名 | |
| 補助事業の内容 | |

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定通知書

(同左)
(注1)～(注2) (同左)

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
- 申請書に記載されたとおりとする。
 - 一部修正の上、別紙1（別紙1の第1：電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）、別紙1の第2：携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、別紙1の第3：デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4：辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）、別紙1の第6：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）、別紙1の第7：暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8：デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9：地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10：受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11：暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12：民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第13：公衆無線LAN環境整備支援事業）のとおりとする。

2 (同左)

3 内訳は次のとおりとする。(注3、注4、注5)

(注3)～(注5) (同左)

(新規)

〔4年割額〕(注6)

(注6)「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙1
第1～13 (同左)

(新規)

| | |
|-------|--|
| 開始予定日 | |
| 完了予定日 | |

| | | | |
|------------------|-----|------|--|
| | | (千円) | |
| 国庫補助金申請額 (定額) | | 事業費 | |
| 経費区分 | 助成費 | | |
| | 事務費 | | |
| | 合計 | | |

備考

別紙2

- (1) (略)
- (2) 受信機器購入等対策事業費補助事業及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業を行う補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを総務大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。
- (3)～(19) (略)
- (20) 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、受信機器購入等対策事業費補助事業及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業を行う補助事業者は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、当該事業の遂行にあたって、総務省の名称を使用することができる。
- (21) デジタル受信相談・対策事業を行う補助事業者及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業（当該補助事業者と第9条の規定により契約した者を含む。）は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、総務省の商標（商標法（昭和34年法律第127号）の規定に基づき登録されたものに限る。）を使用することができる。
- (22) 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、受信機器購入等対策事業費補助事業及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業を行う補助事業者が交付要綱第9条第1項の契約をした場合には、当該契約に係る次の事項をインターネットの利用その他の方法により、公表するよう努めなければならない。
- 一 契約者
 - 二 契約年月日
 - 三 契約の方法
 - 四 契約の内容
- (注) (略)

別紙2

- (1) (同左)
- (2) 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを総務大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。
- (3)～(19) (同左)
- (20) 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、当該事業の遂行にあたって、総務省の名称を使用することができる。
- (21) デジタル受信相談・対策事業を行う補助事業者（当該補助事業者と第9条の規定により契約した者を含む。）は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、総務省の商標（商標法（昭和34年法律第127号）の規定に基づき登録されたものに限る。）を使用することができる。
- (22) 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者が交付要綱第9条第1項の契約をした場合には、当該契約に係る次の事項をインターネットの利用その他の方法により、公表するよう努めなければならない。
- 一 契約者
 - 二 契約年月日
 - 三 契約の方法
 - 四 契約の内容
- (注) (同左)

| <p>様式第3号 (略)</p> <hr/> <p>様式第4号 (第10条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>総務大臣 殿 (注1)</p> <p style="text-align: right;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)</p> <p style="text-align: center;">平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業の変更承認申請書</p> <p>(略) (注1) ~ (注2) (略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更事項及びその内容 (注3、注4、注5、<u>注6</u>)</p> <p>(注3) ~ (注5) (略)</p> <p><u>(注6) 中間周波数漏洩対策事業費補助事業の一部を変更する場合は、以下の内訳を記載すること。</u></p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">変 更 事 項</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">変 更 前</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">内 容</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">経 費 の 配 分</td> <td style="text-align: center;">助 成 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">事 務 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2~5 (略)</p> <p>[6 年割額] (注7) (注7) 「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載すること。</p> | | 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 内 容 | | | | 経 費 の 配 分 | 助 成 費 | | | | 事 務 費 | | | | 合 計 | | | <p>様式第3号 (同左)</p> <hr/> <p>様式第4号 (第10条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>総務大臣 殿 (注1)</p> <p style="text-align: right;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)</p> <p style="text-align: center;">平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業の変更承認申請書</p> <p>(同左) (注1) ~ (注2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更事項及びその内容 (注3、注4、注5)</p> <p>(注3) ~ (注5) (同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2~5 (同左)</p> <p>[6 年割額] (注6) (注6) 「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載すること。</p> |
|---|---|---------|-------|-------|-----|--|--|--|-----------|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-----|--|--|--|
| | 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経 費 の 配 分 | 助 成 費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事 務 費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別紙 (様式第4号関係) (略)</p> <hr/> <p>様式第5号 (第10条第3項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>法人の名称及び 殿 その代表者の氏名</p> | <p>別紙 (様式第4号関係) (同左)</p> <hr/> <p>様式第5号 (第10条第3項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>法人の名称及び 殿 その代表者の氏名</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

総務大臣 印（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定変更通知書

（略）
（注1）～（注2） （略）

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
- 変更承認申請書に記載されたとおりとする。
 - 一部修正の上、別紙1（別紙1の第1：電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）、別紙1の第2：携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、別紙1の第3：デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4：辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）、別紙1の第6：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）、別紙1の第7：暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8：デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9：地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10：受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11：暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12：民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第13：公衆無線LAN環境整備支援事業、別紙1の第14：中間周波数漏洩対策事業費補助事業）のとおりとする。

2 （略）

3 内訳は次のとおりとする。（注3、注4、注5、注6）

（注3）～（注5） （略）

（注6）中間周波数漏洩対策事業費補助事業の場合は、以下の内訳を記載すること。

（千円）

| 経費区分 | 変更承認前の配分額 | 変更承認後の配分額 |
|------|-----------|-----------|
| 助成費 | | |
| 事務費 | | |
| 合計 | | |

〔4年割額〕（注7）

（注7）「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙1
第1～13 （略）

第14

補助事業の概要

法人名
代表者氏名

若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

総務大臣 印（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定変更通知書

（同左）
（注1）～（注2） （同左）

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
- 変更承認申請書に記載されたとおりとする。
 - 一部修正の上、別紙1（別紙1の第1：電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）、別紙1の第2：携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、別紙1の第3：デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4：辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）、別紙1の第6：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）、別紙1の第7：暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8：デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9：地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10：受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11：暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12：民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第13：公衆無線LAN環境整備支援事業）のとおりとする。

2 （同左）

3 内訳は次のとおりとする。（注3、注4、注5）

（注3）～（注5） （同左）

（新規）

〔4年割額〕（注6）

（注6）「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙1
第1～13 （同左）

（新規）

| | |
|---------|--|
| 補助事業の内容 | |
| 開始予定日 | |
| 完了予定日 | |

| | | | |
|-------------------------|------------|------------|--|
| | | (千円) | |
| <u>国庫補助金申請額</u> (定額) | | <u>事業費</u> | |
| 経費区分 | <u>助成費</u> | | |
| | <u>事務費</u> | | |
| | <u>合計</u> | | |

| |
|-----------|
| <u>備考</u> |
|-----------|

別紙2

- (1) (略)
- (2) 受信機器購入等対策事業費補助事業及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業を行う補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを総務大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。
- (3) ～(19) (略)
- (20) 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、受信機器購入等対策事業費補助事業及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業を行う補助事業者は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、当該事業の遂行にあたって、総務省の名称を使用することができる。
- (21) デジタル受信相談・対策事業及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業を行う補助事業者（当該補助事業者と第9条の規定により契約した者を含む。）は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、総務省の商標（商標法（昭和34年法律第127号）の規定に基づき登録されたものに限る。）を使用することができる。
- (22) 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、受信機器購入等対策事業費補助事業及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業を行う補助事業者が交付要綱第9条第1項の契約をした場合には、当該契約に係る次の事項をインターネットの利用その他の方法により、公表するよう努めなければならない。
- 一 契約者
 - 二 契約年月日
 - 三 契約の方法

別紙2

- (1) (同左)
- (2) 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを総務大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。
- (3) ～(19) (同左)
- (20) 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、当該事業の遂行にあたって、総務省の名称を使用することができる。
- (21) デジタル受信相談・対策事業を行う補助事業者（当該補助事業者と第9条の規定により契約した者を含む。）は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、総務省の商標（商標法（昭和34年法律第127号）の規定に基づき登録されたものに限る。）を使用することができる。
- (22) 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者が交付要綱第9条第1項の契約をした場合には、当該契約に係る次の事項をインターネットの利用その他の方法により、公表するよう努めなければならない。
- 一 契約者
 - 二 契約年月日
 - 三 契約の方法

| <p>四 契約の内容</p> <p>(注) (略)</p> | <p>四 契約の内容</p> <p>(注) (同左)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------|---------|-----|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|--|
| <p>様式第6号 (第10条第4項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>総務大臣 殿 (注1)</p> <p style="text-align: right;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)</p> <p style="text-align: center;">平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業中止 (廃止) 承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>(注1) ~ (注2) (略)</p> <p>1 事業を中止 (廃止) する理由</p> <p>2 経費の支出額内訳 (注3、注4、注5、<u>注6</u>)</p> <p>(注3) ~ (注5) (略)</p> <p><u>(注6) 中間周波数漏洩対策事業費補助事業の一部を中止 (廃止) する場合は、以下の内訳を記載すること。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">経費区分</th> <th style="text-align: center;">既施工等部分額</th> <th style="text-align: center;">未施工等部分額</th> <th style="text-align: center;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">助成費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>3 (略)</p> | 経費区分 | 既施工等部分額 | 未施工等部分額 | 合 計 | 助成費 | | | | 事務費 | | | | 合 計 | | | | <p>様式第6号 (第10条第4項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>総務大臣 殿 (注1)</p> <p style="text-align: right;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)</p> <p style="text-align: center;">平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業中止 (廃止) 承認申請書</p> <p>(同左)</p> <p>(注1) ~ (注2) (同左)</p> <p>1 事業を中止 (廃止) する理由</p> <p>2 経費の支出額内訳 (注3、注4、注5)</p> <p>(注3) ~ (注5) (同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>3 (同左)</p> |
| 経費区分 | 既施工等部分額 | 未施工等部分額 | 合 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 助成費 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>様式第7号 (略)</p> | <p>様式第7号 (同左)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>様式第8号 (第12条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>総務大臣 殿 (注1)</p> <p style="text-align: right;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)</p> <p style="text-align: center;">平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業状況報告書</p> <p>平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害</p> | <p>様式第8号 (第12条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>総務大臣 殿 (注1)</p> <p style="text-align: right;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)</p> <p style="text-align: center;">平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業状況報告書</p> <p>平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業の実施状況について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。(注3、注4、注5、注6)
(注1)～(注2) (略)

記

1 (略)
(注3)～(注5) (略)

(注6) 中間周波数漏洩対策事業費補助事業について報告する場合は、以下の内訳を記載すること。
(千円)

| 経費区分 | 交付決定額 (A) | 実績額 (B) | 進捗率 (B/A)% | 差額 (A-B) | 実績見込額 |
|------|--------------|------------|---------------|-------------|-------|
| 助成費 | | | | | |
| 事務費 | | | | | |
| 合計 | | | | | |

2 (略)

様式第9号～15号 (略)

様式第15号の2 (第13条第1項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称
及びその代表者の氏名(注1) 印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了(廃止・完了せずに年度終了)しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

(注1) 法人の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表
代表者 印」

と記載すること。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

| 区分 | 交付決定年月日 補助金交付額 | 概算払金額 (累計) | 補助金交付 実績額 |
|-------|-------------------|---------------|--------------|
| 国庫補助金 | | | |

2 事業の実施状況 (注2)

救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業の実施状況について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。(注3、注4、注5)
(注1)～(注2) (同左)

記

1 (同左)
(注3)～(注5) (同左)

(新規)

2 (同左)

様式第9号～15号 (同左)

(新規)

| | |
|------|--|
| 事業内容 | |
| 開始日 | |
| 完了日 | |

(注2) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業収支総括表

(円)

| 収 入 | | | |
|-------|---------|--------|--------|
| 補 助 金 | 交付決定年月日 | 概算払年月日 | 精算払年月日 |
| | 交付決定額 | 概算払金額 | 精算払金額 |
| | | | |

(円)

| 支 出 | | |
|---------|-------|------------------|
| 経 費 区 分 | 予 算 額 | 実 績 額 (支出額合計) |
| 助 成 費 | | |
| 事 務 費 | | |
| 合 計 | | |

- 4 有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間
- 5 有利子資金の返済計画

(注3)

(注3) 「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 _____ , _____ 千円
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

5 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同額収書の写し
 (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

様式第16号 (第14条第1項関係)

番 号
年 月 日

法人の名称及びその
代表者の氏名 殿

様式第16号 (第14条第1項関係)

番 号
年 月 日

法人の名称及びその
代表者の氏名 殿

若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

総務大臣 印（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書

（略）
（注1）～（注2） （略）

記

- 1 （略）
- 2 内訳は次のとおりとする。（注3、注4、注5、注6）

（注3）～（注5） （略）

（注6）中間周波数漏洩対策事業費補助事業については、以下について記載すること。

（千円）

| 経費区分 | 交付確定額 |
|------|-------|
| 助成費 | |
| 事務費 | |
| 合計 | |

〔3年割額〕（注7）

（注7）「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

3 返還額

様式第17号（第15条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及びその
代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金精算（概算）払請求書

（略）
（注1）～（注2） （略）

記

- 1 （略）
- 2 内 訳

若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

総務大臣 印（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書

（同左）
（注1）～（注2） （同左）

記

- 1 （同左）
- 2 内訳は次のとおりとする。（注3、注4、注5）

（注3）～（注5） （同左）

（新規）

〔3年割額〕（注6）

（注6）「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

3 返還額

様式第17号（第15条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及びその
代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金精算（概算）払請求書

（同左）
（注1）～（注2） （同左）

記

- 1 （同左）
- 2 内 訳

(国庫債務負担行為に係らない補助金の精算払の場合) (注3、注4、注5、注6、注7)

(注3) ~ (注5) (略)

(注6) 中間周波数漏洩対策事業費補助事業については、以下の内訳を記載すること。

(千円)

| 経費区分 | 交付決定額 | 確定額 ① | 概算払受領額 ② | 差引請求(返還) 額 ①-② |
|------|-------|----------|-------------|----------------------|
| 助成費 | | | | |
| 事務費 | | | | |
| 合計 | | | | |

(注7) (略)

(国庫債務負担行為に係る補助金の精算払の場合) (注8、注9、注10、注11、注12)
(略)

(注8) (略)
(略)

(注9) (略)
(略)

(注10) (略)
(略)

(注11) 中間周波数漏洩対策事業費補助事業については、以下の内訳を記載すること。

(千円)

| 経費区分 | 交付確定額① | 前回までの累積 受領額② | 今回請求額 ③ | 残額 ①-②-③ |
|------|--------|-----------------|------------|-------------|
| 助成費 | | | | |
| 事務費 | | | | |
| 合計 | | | | |

(注12) (略)

(概算払の場合) (注13、注14、注15、注16)

(略)

(注13) (略)
(略)

(注14) (略)
(略)

(注15) (略)
(略)

(国庫債務負担行為に係らない補助金の精算払の場合) (注3、注4、注5、注6)

(注3) ~ (注5) (同左)

(新規)

(注6) (同左)

(国庫債務負担行為に係る補助金の精算払の場合) (注7、注8、注9、注10)
(同左)

(注7) (同左)
(同左)

(注8) (同左)
(同左)

(注9) (同左)
(同左)

(新規)

(注10) (同左)

(概算払の場合) (注11、注12、注13)

(同左)

(注11) (同左)
(同左)

(注12) (同左)
(同左)

(注13) (同左)
(同左)

(注16) 中間周波数漏洩対策事業費補助事業については、以下の内訳を記載すること。

(千円)

| 経費区分 | 交付決定額 ① | 前回までの概算 払受領額② | 今回請求額 ③ | 残 額 ①-②-③ |
|------|------------|------------------|------------|--------------|
| 助成費 | | | | |
| 事務費 | | | | |
| 合 計 | | | | |

(新規)

第18号~第21号(略)

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】

平成20年5月30日

1~3 (略)

4 財産処分について

(1)~(2) (略)

(3) 交付要綱第20条第2項で定める「大臣が別に定める基準」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

①・② (略)

(4)・(5) (略)

5 (略)

別紙(略)

第18号~第21号(同左)

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】

平成20年5月30日

1~3 (同左)

4 財産処分について

(1)~(2) (同左)

(3) 交付要綱第20条第2項で定める「大臣が別に定める基準」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

①・② (同左)

(4)・(5) (同左)

5 (同左)

別紙(同左)